

中華人民共和國輸出入商品検査法 (日本語訳)

出典：上海市商務委員会ウェブサイト掲載「中華人民共和國進出口商品検査法」（2021年4月29日第5次改正後の現行版）

<https://swwww.sh.gov.cn/xxgkgjmyyshjzcfg-hwmy/20240524/0f1e572968704b03a7385c22ea2719af.html>

【この訳のご利用上の注意】

注：本訳は、AIを用いた私訳であり、公定訳ではありません。条文の数字は算用数字で表記しています。最新版でない可能性や、正確でない可能性があります。自己の研究目的に作成した訳を参考用に公表しているにすぎないものであり、正確性等について責任を負えませんが、自己責任でご利用ください。

訳注：本訳では、原文の「単位」を原則として「法人その他の団体」と訳した。「単位」は、会社、企業、事業単位、機関（国家機関を含む。）及び団体を含む中国法上の概念であり、法人格の有無を問わない。なお、特定の役割を担う者を指す語（コンテナ詰め事業者など）は、その役割に応じて訳した。

沿革：1989年2月21日第7期全国人民代表大会常務委員会第6回会議で可決。2002年4月28日第9期全国人民代表大会常務委員会第27回会議の「〈中華人民共和國輸出入商品検査法〉の改正に関する決定」により第1次改正、2013年6月29日第12期全国人民代表大会常務委員会第3回会議の「〈中華人民共和國文化財保護法〉等12の法律の改正に関する決定」により第2次改正、2018年4月27日第13期全国人民代表大会常務委員会第2回会議の「〈中華人民共和國国境衛生検査法〉等6の法律の改正に関する決定」により第3次改正、2018年12月29日第13期全国人民代表大会常務委員会第7回会議の「〈中華人民共和國製品品質法〉等5の法律の改正に関する決定」により第4次改正、2021年4月29日第13期全国人民代表大会常務委員会第28回会議の「〈中華人民共和國道路交通安全法〉等8の法律の改正に関する決定」により第5次改正。

第1章 総則（第一章 总 则）

第一条

【原文】 为了加强进出口商品检验工作，规范进出口商品检验行为，维护社会公共利益和进出口贸易有关各方的合法权益，促进对外经济贸易关系的顺利发展，制定本法。

【訳文】 輸出入商品の検査業務を強化し、輸出入商品の検査行為を規範化し、社会の公共の利益及び輸出入貿易の関係各当事者の合法的な權益を守り、對外經濟貿易關係の円滑な發展を促進するため、この法律を制定する。

第二条

【原文】 国务院设立进出口商品检验部门（以下简称国家商检部门），主管全国进出口商品检验工作。国家商检部门设在各地的进出口商品检验机构（以下简称商检机构）管理所辖地区的进出口商品检验工作。

【訳文】 國務院は、輸出入商品検査部門（以下「国家商品検査部門」という。）を設け、全国の輸出入商品の検査業務を主管させる。国家商品検査部門が各地に設ける輸出入商品検査機構（以下「商品検査機構」という。）は、管轄地域の輸出入商品の検査業務を管理する。

第三条

【原文】 商检机构和依法设立的检验机构（以下称其他检验机构），依法对进出口商品实施检验。

【訳文】 商品検査機構及び法により設立された検査機構（以下「その他の検査機構」という。）は、法により輸出入商品の検査を実施する。

第四条

【原文】 进出口商品检验应当根据保护人类健康和安全、保护动物或者植物的生命和健康、保护环境、防止欺诈行为、维护国家安全的原则，由国家商检部门制定、调整必须实施检验的进出口商品目录（以下简称目录）并公布实施。

【訳文】 輸出入商品の検査は、人の健康及び安全の保護、動物又は植物の生命及び健康の保護、環境の保護、詐欺行為の防止並びに国家の安全の維持の原則に基づいて行わなければならない。国家商品検査部門が、検査を実施しなければならない輸出入商品の目録（以下「目録」という。）を制定し及び調整し、公布して実施する。

第五条

【原文】 列入目录的进出口商品，由商检机构实施检验。

前款规定的进口商品未经检验的，不准销售、使用；前款规定的出口商品未经检验合格的，不准出口。

本条第一款规定的进出口商品，其中符合国家规定的免于检验条件的，由收货人或者发货人申请，经国家商检部门审查批准，可以免于检验。

【訳文】 目録に掲げる輸出入商品は、商品検査機構が検査を実施する。

前項に定める輸入商品で検査を経ていないものは、販売し又は使用してはならない。前項に定める輸出商品で検査に合格していないものは、輸出してはならない。

この条第1項に定める輸出入商品のうち、国家の定める検査免除の要件に適合するものについては、荷受人又は荷送人が申請し、国家商品検査部門の審査承認を経て、検査を免除することができる。

第六条

【原文】 必须实施的进出口商品检验，是指确定列入目录的进出口商品是否符合国家技术规范的强制性要求的合格评定活动。

合格评定程序包括：抽样、检验和检查；评估、验证和合格保证；注册、认可和批准以及各项的组合。

对本条第一款规定的进出口商品检验，商检机构可以采信检验机构的检验结果；国家商检部门对前述检验机构实行目录管理。

【訳文】 実施しなければならない輸出入商品の検査とは、目録に掲げる輸出入商品が国家技術規範の強制的要求に適合するかどうかを確定する適合性評価活動をいう。

適合性評価手続は、サンプリング、検査及び検査確認、評価、検証及び適合保証、登録、認可及び承認並びにこれらの組合せを含む。

この条第1項に定める輸出入商品の検査について、商品検査機構は、検査機構の検査結果を採用することができる。国家商品検査部門は、前記の検査機構について目録管理を実施する。

第七条

【原文】 列入目录的进出口商品，按照国家技术规范的强制性要求进行检验；尚未制定国家技术规范的强制性要求的，应当依法及时制定，未制定之前，可以参照国家商检部门指定的国外有关标准进行检验。

【訳文】 目録に掲げる輸出入商品は、国家技術規範の強制的要求に従って検査を行う。国家技術規範の強制的要求がまだ制定されていないときは、法により速やかに制定しなければならない。制定されるまでの間は、国家商品検査部門が指定する外国の関係基準を参照して検査を行うことができる。

第八条

【原文】其他检验机构可以接受对外贸易关系人或者外国检验机构的委托，办理进出口商品检验鉴定业务。

【訳文】その他の検査機構は、対外貿易関係者又は外国の検査機構の委託を受けて、輸出入商品の検査鑑定業務を行うことができる。

第九条

【原文】法律、行政法规规定由其他检验机构实施检验的进出口商品或者检验项目，依照有关法律、行政法规的规定办理。

【訳文】法律又は行政法規によりその他の検査機構が検査を実施すると定められた輸出入商品又は検査項目については、関係する法律及び行政法規の規定に従って処理する。

第十条

【原文】国家商检部门和商检机构应当及时收集和向有关方面提供进出口商品检验方面的信息。

国家商检部门和商检机构的工作人员在履行进出口商品检验的职责中，对所知悉的商业秘密负有保密义务。

【訳文】国家商品検査部門及び商品検査機構は、輸出入商品の検査に関する情報を速やかに収集し、関係方面に提供しなければならない。

国家商品検査部門及び商品検査機構の職員は、輸出入商品の検査の職責を履行するに当たり知り得た営業秘密について、秘密保持義務を負う。

第2章 輸入商品の検査（第二章 进口商品的检验）

第十一条

【原文】本法规定必须经商检机构检验的进口商品的收货人或者其代理人，应当向报关地的商检机构报检。

【訳文】この法律により商品検査機構の検査を経なければならない輸入商品の荷受人又はその代理人は、通関地の商品検査機構に検査申告をしなければならない。

第十二条

【原文】本法规定必须经商检机构检验的进口商品的收货人或者其代理人，应当在商检机构规定的地点和期限内，接受商检机构对进口商品的检验。商检机构应当在国家商检部门统一规定的期限内检验完毕，并出具检验证单。

【訳文】この法律により商品検査機構の検査を経なければならない輸入商品の荷受人又はその代理人は、商品検査機構が定める場所及び期限内に、商品検査機構による輸入商品の検査を受けなければならない。商品検査機構は、国家商品検査部門が統一的に定める期限内に検査を完了し、検査証明書を発行しなければならない。

第十三条

【原文】本法规定必须经商检机构检验的进口商品以外的进口商品的收货人，发现进口商品质量不合格或者残损短缺，需要由商检机构出证索赔的，应当向商检机构申请检验出证。

【訳文】この法律により商品検査機構の検査を経なければならない輸入商品以外の輸入商品の荷受人は、輸入商品の品質が不合格であり、又は損傷若しくは不足があることを発見し、商品検査機構による証明書の発行を受けて損害賠償を請求する必要があるときは、商品検査機構に検査及び証明書の発行を申請しなければならない。

第十四条

【原文】对重要的进口商品和大型的成套设备，收货人应当依据对外贸易合同约定在出口国装运前进行预检验、监造或者监装，主管部门应当加强监督；商检机构根据需要可以派出检验人员参加。

【訳文】重要な輸入商品及び大型のプラント設備については、荷受人は、対外貿易契約の約定に基づき、輸出国における船積み前に事前検査、製造監督又は積込み監督を行わなければならない。主管部門は、監督を強化しなければならない。商品検査機構は、必要に応じて検査員を派遣して参加させることができる。

第3章 輸出商品の検査（第三章 出口商品的检验）

第十五条

【原文】本法规定必须经商检机构检验的出口商品的发货人或者其代理人，应当在商检机构规定的地点和期限内，向商检机构报检。商检机构应当在国家商检部门统一规定的期限内检验完毕，并出具检验证单。

【訳文】この法律により商品検査機構の検査を経なければならない輸出商品の荷送人又はその代理人は、商品検査機構が定める場所及び期限内に、商品検査機構に検査申告をしなければ

ばならない。商品検査機構は、国家商品検査部門が統一的に定める期限内に検査を完了し、検査証明書を発行しなければならない。

第十六条

【原文】经商检机构检验合格发给检验证单的出口商品，应当在商检机构规定的期限内报关出口；超过期限的，应当重新报检。

【訳文】商品検査機構の検査に合格して検査証明書の発給を受けた輸出商品は、商品検査機構が定める期限内に通関して輸出しなければならない。期限を超えたときは、改めて検査申告をしなければならない。

第十七条

【原文】为出口危险货物生产包装容器的企业，必须申请商检机构进行包装容器的性能鉴定。生产出口危险货物的企业，必须申请商检机构进行包装容器的使用鉴定。使用未经鉴定合格的包装容器的危险货物，不准出口。

【訳文】輸出危険貨物のために包装容器を生産する企業は、商品検査機構に包装容器の性能鑑定を申請しなければならない。輸出危険貨物を生産する企業は、商品検査機構に包装容器の使用鑑定を申請しなければならない。鑑定に合格していない包装容器を使用した危険貨物は、輸出してはならない。

第十八条

【原文】对装运出口易腐烂变质食品的船舱和集装箱，承运人或者装箱单位必须在装货前申请检验。未经检验合格的，不准装运。

【訳文】腐敗し又は変質しやすい輸出食品を積載する船倉及びコンテナについては、運送人又はコンテナ詰め事業者は、積み込み前に検査を申請しなければならない。検査に合格していないものは、積載して運送してはならない。

第4章 監督管理（第四章 監督管理）

第十九条

【原文】商检机构对本法规定必须经商检机构检验的进出口商品以外的进出口商品，根据国家规定实施抽查检验。

国家商检部门可以公布抽查检验结果或者向有关部门通报抽查检验情况。

【訳文】商品検査機構は、この法律により商品検査機構の検査を経なければならない輸出入商品以外の輸出入商品について、国家の規定に従い抜取検査を実施する。
国家商品検査部門は、抜取検査の結果を公表し、又は関係部門に抜取検査の状況を通報することができる。

第二十条

【原文】商检机构根据便利对外贸易的需要，可以按照国家规定对列入目录的出口商品进行出厂前的质量监督管理和检验。

【訳文】商品検査機構は、対外貿易の便宜を図る必要に応じて、国家の規定に従い、目録に掲げる輸出商品について出荷前の品質監督管理及び検査を行うことができる。

第二十一条

【原文】为进出口货物的收发货人办理报检手续的代理人办理报检手续时应当向商检机构提交授权委托书。

【訳文】輸出入貨物の荷受人又は荷送人のために検査申告の手續を行う代理人は、検査申告の手續を行うときは、商品検査機構に授權委任状を提出しなければならない。

第二十二条

【原文】国家商检部门和商检机构依法对其他检验机构的进出口商品检验鉴定业务活动进行监督，可以对其检验的商品抽查检验。

【訳文】国家商品検査部門及び商品検査機構は、法によりその他の検査機構の輸出入商品検査鑑定業務活動を監督し、その検査した商品について抜取検査をすることができる。

第二十三条

【原文】国务院认证认可监督管理部门根据国家统一的认证制度，对有关的进出口商品实施认证管理。

【訳文】國務院認証認可監督管理部門は、国家の統一的な認証制度に基づき、関係する輸出入商品について認証管理を実施する。

第二十四条

【原文】认证机构可以根据国务院认证认可监督管理部门同外国有关机构签订的协议或者接受外国有关机构的委托进行进出口商品质量认证工作，准许在认证合格的进出口商品上使用质量认证标志。

【訳文】 認証機構は、国務院認証認可監督管理部門が外国の関係機関と締結した協定に基づき、又は外国の関係機関の委託を受けて、輸出入商品の品質認証業務を行い、認証に合格した輸出入商品に品質認証標章を使用することを許可することができる。

第二十五条

【原文】 商检机构依照本法对实施许可制度的进出口商品实行验证管理，查验单证，核对证货是否相符。

【訳文】 商品検査機構は、この法律により、許可制度を実施する輸出入商品について検証管理を実施し、証憑を検査し、証憑と貨物が一致するかどうかを照合する。

第二十六条

【原文】 商检机构根据需要，对检验合格的进出口商品，可以加施商检标志或者封识。

【訳文】 商品検査機構は、必要に応じて、検査に合格した輸出入商品に商品検査標章又は封印を付することができる。

第二十七条

【原文】 进出口商品的报检人对商检机构作出的检验结果有异议的，可以向原商检机构或者其上级商检机构以至国家商检部门申请复验，由受理复验的商检机构或者国家商检部门及时作出复验结论。

【訳文】 輸出入商品の検査申告人は、商品検査機構が出した検査結果に異議があるときは、原商品検査機構又はその上級の商品検査機構ないし国家商品検査部門に再検査を申請することができ、再検査を受理した商品検査機構又は国家商品検査部門は、速やかに再検査の結論を出す。

第二十八条

【原文】 当事人对商检机构、国家商检部门作出的复验结论不服或者对商检机构作出的处罚决定不服的，可以依法申请行政复议，也可以依法向人民法院提起诉讼。

【訳文】 当事者は、商品検査機構若しくは国家商品検査部門が出した再検査の結論に不服があるとき、又は商品検査機構がした処罰決定に不服があるときは、法により行政不服審査を申し立てることができ、また、法により人民法院に訴えを提起することができる。

第二十九条

【原文】国家商检部门和商检机构履行职责，必须遵守法律，维护国家利益，依照法定职权和法定程序严格执法，接受监督。

国家商检部门和商检机构应当根据依法履行职责的需要，加强队伍建设，使商检工作人员具有良好的政治、业务素质。商检工作人员应当定期接受业务培训和考核，经考核合格，方可上岗执行职务。

商检工作人员必须忠于职守，文明服务，遵守职业道德，不得滥用职权，谋取私利。

【訳文】国家商品検査部門及び商品検査機構は、職責を履行するに当たり、法律を遵守し、国家の利益を守り、法定の職権及び法定の手続に従って厳格に法を執行し、監督を受けなければならない。

国家商品検査部門及び商品検査機構は、法により職責を履行する必要に応じて、人員体制の整備を強化し、商品検査職員に良好な政治的及び業務上の資質を備えさせなければならない。商品検査職員は、定期的に業務研修及び考査を受け、考査に合格した後でなければ、職務に就いて職務を執行することができない。

商品検査職員は、職務に忠実であり、礼儀正しくサービスし、職業倫理を遵守しなければならない。職権を濫用して私利を図ってはならない。

第三十条

【原文】国家商检部门和商检机构应当建立健全内部监督制度，对其工作人员的执法活动进行监督检查。

商检机构内部负责受理报检、检验、出证放行等主要岗位的职责权限应当明确，并相互分离、相互制约。

【訳文】国家商品検査部門及び商品検査機構は、内部監督制度を確立し及び充実にさせ、その職員の法執行活動について監督検査を行わなければならない。

商品検査機構の内部において検査申告の受理、検査、証明書の発行及び通関許可等を担当する主要な職位の職責及び権限は、明確にし、かつ、相互に分離し、相互に牽制しなければならない。

第三十一条

【原文】任何单位和个人均有权对国家商检部门、商检机构及其工作人员的违法、违纪行为进行控告、检举。收到控告、检举的机关应当依法按照职责分工及时查处，并为控告人、检举人保密。

【訳文】いかなる法人その他の団体及び個人も、国家商品検査部門、商品検査機構及びその職員の違法行為及び規律違反行為について告発し、検挙する権利を有する。告発又は検挙を

受けた機関は、法により職責の分担に従って速やかに調査処理し、かつ、告発者及び検挙者の秘密を守らなければならない。

第 5 章 法的責任（第五章 法律责任）

第三十二条

【原文】违反本法规定，将必须经商检机构检验的进口商品未报经检验而擅自销售或者使用的，或者将必须经商检机构检验的出口商品未报经检验合格而擅自出口的，由商检机构没收违法所得，并处货值金额百分之五以上百分之二十以下的罚款；构成犯罪的，依法追究刑事责任。

【訳文】この法律の規定に違反して、商品検査機構の検査を経なければならない輸入商品を検査の申告をせずに無断で販売し若しくは使用し、又は商品検査機構の検査を経なければならない輸出商品を検査の申告をして合格せずに無断で輸出したときは、商品検査機構が違法所得を没収し、貨物価額の 5 パーセント以上 20 パーセント以下の過料を併科する。犯罪を構成するときは、法により刑事責任を追及する。

第三十三条

【原文】进口或者出口属于掺杂掺假、以假充真、以次充好的商品或者以不合格进出口商品冒充合格进出口商品的，由商检机构责令停止进口或者出口，没收违法所得，并处货值金额百分之五十以上三倍以下的罚款；构成犯罪的，依法追究刑事责任。

【訳文】混ぜ物をし若しくは偽物を混入し、偽物を本物と偽り、若しくは粗悪品を良品と偽った商品を輸入し若しくは輸出し、又は不合格の輸出入商品を合格した輸出入商品と偽って輸入し若しくは輸出したときは、商品検査機構が輸入又は輸出の停止を命じ、違法所得を没収し、貨物価額の 50 パーセント以上 3 倍以下の過料を併科する。犯罪を構成するときは、法により刑事責任を追及する。

第三十四条

【原文】伪造、变造、买卖或者盗窃商检单证、印章、标志、封识、质量认证标志的，依法追究刑事责任；尚不够刑事处罚的，由商检机构、认证认可监督管理部门依据各自职责责令改正，没收违法所得，并处货值金额等值以下的罚款。

【訳文】商品検査の証憑、印章、標章、封印又は品質認証標章を偽造し、変造し、売買し又は窃取したときは、法により刑事責任を追及する。刑事処罰を科するに至らないときは、商品検査機構又は認証認可監督管理部門がそれぞれの職責に基づいて是正を命じ、違法所得を没収し、貨物価額と同額以下の過料を併科する。

第三十五条

【原文】国家商检部门、商检机构的工作人员违反本法规定，泄露所知悉的商业秘密的，依法给予行政处分，有违法所得的，没收违法所得；构成犯罪的，依法追究刑事责任。

【訳文】国家商品検査部門又は商品検査機構の職員がこの法律の規定に違反して、知り得た営業秘密を漏洩したときは、法により行政処分を科し、違法所得があるときは、違法所得を没収する。犯罪を構成するときは、法により刑事責任を追及する。

第三十六条

【原文】国家商检部门、商检机构的工作人员滥用职权，故意刁难的，徇私舞弊，伪造检验结果的，或者玩忽职守，延误检验出证的，依法给予行政处分；构成犯罪的，依法追究刑事责任。

【訳文】国家商品検査部門又は商品検査機構の職員が、職権を濫用して故意に難癖をつけ、私情にとらわれて不正を行い検査結果を偽造し、又は職務を怠って検査証明書の発行を遅延させたときは、法により行政処分を科する。犯罪を構成するときは、法により刑事責任を追及する。

第6章 附則（第六章附則）

第三十七条

【原文】商检机构和其他检验机构依照本法的规定实施检验和办理检验鉴定业务，依照国家有关规定收取费用。

【訳文】商品検査機構及びその他の検査機構は、この法律の規定に従って検査を実施し、及び検査鑑定業務を行うに当たり、国家の関係規定に従って費用を徴収する。

第三十八条

【原文】国务院根据本法制定实施条例。

【訳文】国務院は、この法律に基づいて実施条例を制定する。

第三十九条

【原文】本法自1989年8月1日起施行。

【訳文】この法律は、1989年8月1日から施行する。

2026年10月4日/中崎隆（弁護士）